

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月12日（木）
午前9時58分～午前10時15分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤祐司 副委員長 大沼宗彦
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 山口 實 委員 丹野政喜
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 総 務 部 長 渋谷 武 志
出席をした 税 務 課 長 菊 地 俊 雄
者の職氏名 税 務 課 長 補 佐 仙 石 明 光
税 務 課 市 民 税 係 長 佐 藤 旭 一
- 6 事務局職員 事 務 局 長 相 澤 幸 也
主 幹 兼 庶 務 係 長 佐 藤 恵 子
主 事 阿 部 真 由
- 7 付 議 事 件
(1) 議案第72号 名取市市税条例の一部を改正する条例

午前9時58分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び税務課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第72号 名取市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 先日の課長の御答弁ですと、学校行事に関係する12歳未満の子供や教職員等に対しては課税免除ということでございましたけれども、学校行事とは関係ない子供会や、また障がい者の方についてはどのようにお考えなのか伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 現在の名取市市税条例の中の第142条の規定でございます。この部分の第1号規定の中では、年齢12歳未満の者は課税免除と規定しております。仮に子供会の方が12歳未満となれば、この部分は市税条例に基づいて課税しませんということになるところでございます。

また、老人会的にその部分ということになりますと、現在の課税免除の規定は、第142条の第3号規定のところでは介護保険法に基づく介護サービスの利用に関し入浴する者となっております。いわゆる介護サービスの一環、お風呂に入るという行為が介護の部分だとすれば、1日1回、いわゆる公衆衛生といえますか、お体をきれいにするという意味では課税免除になるということです。

高齢の方が入浴した場合は、それはいわゆる介護保険法に基づく部分でなければ課税免除にはなりませんので、通常の一般課税をさせていただくというこ

とになります。

○委員長（相澤祐司） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 障がい者の方でも、見た目はわからない、しかしながら障害者手帳は4級という方もいらっしゃいます。そういう方に対しての免除というのは、今回、適用になるのかどうか伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 身体の障がいの有するという部分で入湯する場合は、課税免除の対象ではありません。いわゆるそこまで課税免除を広く適用するというものではないと考えているところです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） ただいまの課税免除の点でお聞きします。

例えばですけれども、一般の方ですと入浴料は550円と定められておりまして、そのうち50円が入湯税となります。そうすると、500円が事業者の収入分で、50円が市が徴収する分ということになると思うのですが、例えば、今言ったような介護サービスなどの利用者に関して、もし課税免除となった際は、550円を頂戴して550円がそのまま事業者の収入になるのか。それとも550円の入浴料が500円になるということでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 課税免除ということで頂戴するものではないと。その免除規定に該当するならばいただかないというところから始まるということで、入浴料が仮に大人500円、日帰り入湯税50円だとすれば、もう50円は始めからないものだということになります。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 第142条を見ますと、第1号で年齢12歳未満の者、第2号で共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者ということで、公衆浴場のことが規定されていて、第3号に介護サービス利用者に関することが規定されています。

それで、第143条に、ただし書きを加えるということなのですが、第143条は、入湯客1人1日につき150円とされています。だから、その場合、第142条第1号の年齢12歳未満の者というのは、それぞれにかかるのか、

それともかからないのか。何を言いたいかというと、日帰り入湯客に対して入湯税50円というのは、年齢にかかわらず全ての人に50円かかると理解しているのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 基本的には第142条に規定されている者でなければかかるということになるのですけれども、いわゆる標準税率といいますか、この第142条に該当しない方が入湯すれば、その部分について頂戴する税率ということになります。

○委員長（相澤祐司） 大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） わからないのは、年齢12歳未満の者と第142条にありますよね。それが第143条には適用されないのですか。ここでは日帰り入湯客に対しては50円とありますが、これは全ての者に対して課税するという、そういうことでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 第142条第1号で年齢12歳未満の者は課税をしないということになりますので、第143条の税率のところでは150円なり50円と規定していますけれども、結果的に、上段、第142条に該当する方は課税しません。それ以外の方、要するにここで課税免除の対象にならない方は150円なり50円を頂戴しますよということになります。

○委員長（相澤祐司） 大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） ちょっとこの条文のあらわし方というか、読み取りが不十分なのではけれども、今回提案されている日帰り入湯客についての課税は、12歳未満の者はなしですよと理解していいのかなと、最初からそういうことなのではないでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（相澤祐司） 大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） それはあえて書かなくてもわかるだろうということですか。ここに追加するただし書きのところに、日帰りの入湯客について12歳未満の者は無料ということをあえて言わなくてもそれはいいということですか。表

示をしなくてもいいという考え方なのですか。それとも、やはり12歳以上は50円ですよという表示をしなくても理解してもらえらるだろうということで、こういう表現になるのでしょうか。よく、受付に行くと表示がありますよね。12歳以上50円と表示されれば、大体の小学校の子供たちはかからないのだと思いますが、その受付のところでは、お客さんがお金を支払うときにわかるように、どのように表示されるのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、総務部長。

○総務部長（渋谷武志） 実際にサイクルスポーツセンターにどのような表示がなされるかというのを、税務課側で全て答えるというのはまだ難しいところがございます、それは施設運営者と担当部署において調整の上、その表示がなされるものと思っております。今の御質疑の件は整理をさせていただきますと、入湯税に関しましては、宿泊の場合、これは従来からずっと150円という設定をしていますというのが第143条で、そこに新たに日帰りの場合は50円というのを設定しますよというのを加えるということでございます。ただし、第143条の前の前段としまして、次の者はそもそも入湯税を課さないという中に、12歳未満の者に関しては入湯税をそもそも課さないという規定がございますので、150円であろうが50円であろうが、12歳未満の者は一切入湯税というのはそもそもかからないというような条建てで整理をしているというところでございます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 日帰り入湯税50円ということについて、特に何か意見があるわけではないのですが、先日の本会議で質疑した際の御答弁では、50円という金額については、1日、宿泊の場合で大体3回、日帰りの場合は1回の入浴だろうということで、50円と設定したという御説明でありました。

そこで、ほかの施設との整合性という部分で考えた際に、現在もう既に入湯税を取っている民間のホテルは以前から御説明いただいている内容ですと、大浴場のドアのあけ閉め1回当たり1回入湯したというふうに計算して150円いただいているということでした。今でもその運用の仕方が続いているかどうか、確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） 民間のホテルの大浴場への入浴につきましては、カードキーを使って入っているということです。いわゆる宿泊をするときに部屋用のカードキーをお客様にお渡しして、その方が大浴場のドアを開けば、入湯したということになります。

委員は今、1回という言い方をしましたけれども、あくまでもその方が1泊した際に、何回入ろうがその方は同一人ですから、入湯税は150円ということになります。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 前にこの質問をしたときは、ただ単にドアがあいたかどうかで計算していたというふうに受けとめていたんですが、そうではなくて、今は必ず一人一人が入浴しているかどうかの状況は、的確に施設のほうで把握して、取るべき部分からしっかり取れているし、取るべきでない部分からは取らないような形で、適正に徴収しているということでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） ホテルでそういうカウントをして集計をしているということです。ただ、いかんせん宿泊料金にはその入浴料金を含めて宿泊料が設定されているのか、サービスの部分で言っているのか、承知しませんが、例えば100人の方が宿泊をした。そのうち99人の方は入湯した。1人の方は確実にドアをあけていないとなるならば、そこは99人ということで、特別徴収事業者のほうでその部分を申告納付しているということで理解しております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 名取市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第72号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することにした。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時15分 散会

令和元年9月12日

総務消防常任委員会

委員長 相 澤 裕 司